

# 新たな食料・農業・農村基本計画 さく て い が策定されました

2005年3月、政府はおおむね5年ごとに見直されている

食料・農業・農村基本計画を新たに策定しました。

今回の基本計画は、近年、食料・農業・農村をめぐる情勢が

大きく変化したことを踏まえ、

特に食の安全や環境への配慮などが重視され、

土地の利用集積といった農業構造改革、

また農地・農業水路などの資源保全管理施策が盛り込まれています。

## 食料・農業・農村基本法

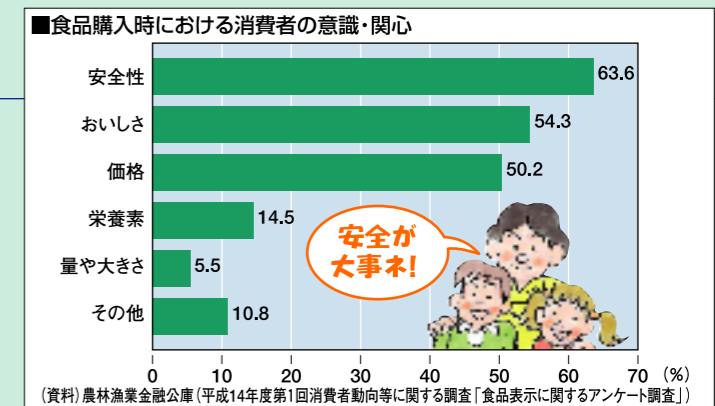


## 第1 食料・農業及び農村に関する施策についての基本的方針

近年、BSEの発生などによって、食の安全への関心が高まったほか、健全な食生活への関心も高まりました。一方、加工食品・外食志向が伸び、食品産業は輸入農作物への依存が高まっています。いま、食の安全性を確保し、食品産業の多様な需要に応えていく農業への転換が急務です。

けれども、日本の農業は高齢化が進み、経営規模拡大が遅れています。にもかかわらず、農村が持つ景観や環境保全など多面的機能への期待は高まるばかりです。これからは持続可能な社会の実現に向け、国民全体の共有財産として農村を振興させることが必要です。こうした改革を進めるにあたり、消費者視点を反映させるほか、環境保全を重視し、農業者や地域の主体的で創意工夫のある取り組みを支援していきます。

※関連情報 p16～17



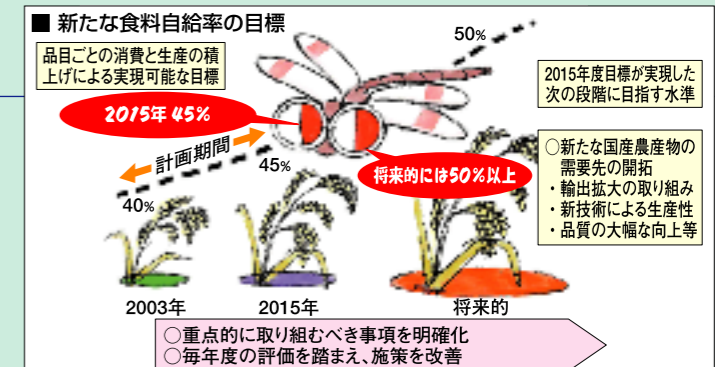
## 第2 食料自給率の目標

2000年に策定された前基本計画では、2010年度のカロリーベースの食料自給率の目標は45%でした。しかし、ここ5年間、食料自給率の動向は40%と横ばいのまま。そのため、今後は食生活の見直しとともに、多様化している消

費者ニーズに応えた生産を進め、食料自給率を伸ばしていきます。

食料自給率を10年後の2015年には45%にし、将来的には50%以上確保するため、輸出拡大に向けて取り組み、新技術による生産性、品質の大幅な向上を目指します。

(関連情報:p4～5)



## 第3 食料・農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 (\*本パンフレットに関連する項目を抜粋)

### 食料の安定供給

- 食の安全及び消費者の信頼を確保します。【㊦(p4)
- 望ましい食生活の実現に向けた食育を推進します。【㊦(p5)
- 食生活の改善に資する品目を消費拡大します。【㊦(p5)

### 農業の持続的な発展

- 望ましい農業構造の確立に向けた担い手を育成・確保します。【㊦(p12、14、15)
- 担い手の明確化と支援の集中化・重点化を実施します。【㊦(p12、14、15)
- 集落営農の育成・法人化を推進します。【㊦(p14、15)
- 食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用を促進します。【㊦(p12～15)
- 経営発展に向けた多様な取り組みを促進します。【㊦(p12～15)
- 農業生産全体を環境保全重視に転換し、農業活動に伴う環境への負荷を低減します。【㊦(p18～19)
- 日本の高品質な農産物・食品の特性を生かし、輸出を促進します。【㊦(p6～7)
- 未利用バイオマスや資源作物の利活用を進めます。【㊦(p22～23)

### 農村の振興

- 地域資源(農地・農業用水、農村景観、農村環境)が保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取り組みを促進します。【㊦(p20～21)
- 農村経済を活性化します。【㊦(p25)
- 都市と農村の共生、交流を促進します。【㊦(p26～27)